越前市資源回収奨励金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内の地域住民で組織する団体が実施する市内各家庭からの資源回収に対し奨励金を交付することにより、資源の有効利用に対する市民の意識の高揚及びごみの減量化による処理及び経費の低減を図ることを目的とする。

（対象団体等）

第２条　奨励金の交付を受けることができる団体は、次に掲げる要件を備える市内の団体とする。

(1) 資源回収を地域住民自らの手で継続的に実施すること。

(2) 営利を目的にしないこと。

(3) 回収した資源を次項に規定する資源回収業者に引き渡すこと。

２　奨励金の交付を受けることができる資源回収業者は、前項の団体が回収した資源の引き渡しを受けた資源回収業者で、越前市に次条に規定する届出がある者とする。

（資源回収業者の届出）

第３条　前条第２項の規定による資源回収業者の届出は、資源回収業者届出書（様式第１号）によるものとする。

（対象品目）

第４条　奨励金の交付対象品目は、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール等）及び古衣類とする。

（奨励金の額）

第５条　奨励金の額は、団体については回収した古紙類及び古衣類の重量に１キログラム当たり単価５円を乗じて得た額とし、資源回収業者については引渡しを受けた古紙類及び古衣類の重量に１キログラム当たり単価１円を乗じて得た額とする。ただし、その額に１０円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

（奨励金の交付申請）

第６条　奨励金の交付を受けようとする団体は、資源回収奨励金交付申請

書（団体用）（様式第２号）に資源回収業者が発行する計量伝票と受入伝票を添付し、市長に提出しなければならない。

２　奨励金の交付を受けようとする資源回収業者は、毎年度６月、９月、１２月又は３月に資源回収奨励金交付申請書兼請求書（業者用）（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

３　団体及び資源回収業者は、資源回収を実施した年度内及び翌年度内に限り、奨励金の交付を申請できる。

（奨励金の交付）

第７条　市長は、前条の交付申請書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金の交付額を決定し、口座振込みの方法により交付する。

２　資源回収業者に対する奨励金は、該当する団体から奨励金交付申請があったものについて交付する。

（奨励金の返還）

第８条　市長は、虚為の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けた団体又は資源回収業者に対し当該奨励金の全部又はその一部を返還させることができる。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の前日までに、武生市資源回収奨励金交付要綱又は今立町資源回収奨励金交付要綱によりなされた補助金交付手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

３　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則

この要綱は、平成１９年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の改正規定は平成２２年３月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年２月２５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年３月２０日から施行する。

附　則(令和３年３月３１日越前市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱等の一部を改正する要綱)抄

この要綱中第１条､第３条及び第６条の規定は令和３年３月３１日から､第２条、第４条、第５条、第７条、第８条及び第９条の規定は令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年３月３１日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

越前市長　　殿

資源回収業者届出書

越前市資源回収奨励金交付要綱第３条の規定により、資源回収業者として、次のとおり届け出ます。

記

業　者　名	
代表者職氏名	
住　　所	
電 話 番 号	
集団回収品目	

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

越前市長　　殿

団　体　名

代表者住所　〒

役職名

氏名

（連絡先）氏名

TEL

資源回収奨励金交付申請書

年度越前市資源回収奨励金の交付を受けたいので、越前市資源回収奨励金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添え申請します。

記

１　申　請　額　　円

２　回　収　量　　ｋｇ

（内訳）

種類	新聞	雑誌	段ボール	古衣類
回収量（kg）				

３　添付書類　計量伝票、受入伝票

４　口座振込先

金融機関名	銀行・金庫 農協・信金								本店・支店 本所・支所・出張所						
預金種別	普通・当座		口座番号												
口座名義 （カタカナ）															

様式第３号（第６条関係）

年　　月　　日

越前市長　　殿

業　者　名

代表者住所

氏名　　㊞

資源回収奨励金交付申請書兼請求書（業者用）

　年度越前市資源回収奨励金の交付を受けたいので、越前市資源回収奨励金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添え申請します。

記

１　申請額　　円

２　回収量　　ｋｇ

３　事業実績　　（別紙）のとおり

（別紙）

資 源 回 収 実 績 報 告 書

業者名

（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）

団体名	対象品目（Kg）				重量合計（Kg）	奨励金単価（円）	奨励金（円）
	新聞	雑誌	ダンボール	古衣類			
合計							